

# まちづくり通信

第 50 号



平成 27 年 3 月

## ■ 土地区画整理審議会委員の補欠選挙を実施します。

土地区画整理審議会は、土地所有者から選出された委員 7 名、借地権を有する者から選出された委員 1 名及び市長が選任する委員 2 名の計 10 名で構成されています。(任期は平成 25 年 6 月 2 日から平成 30 年 6 月 1 日まで)

この度、土地所有者から選出された委員の欠員数が 2 名となったため、補欠選挙を次のとおり実施します。

☆ 《選挙期日（投票日）》 平成 27 年 5 月 24 日（日）

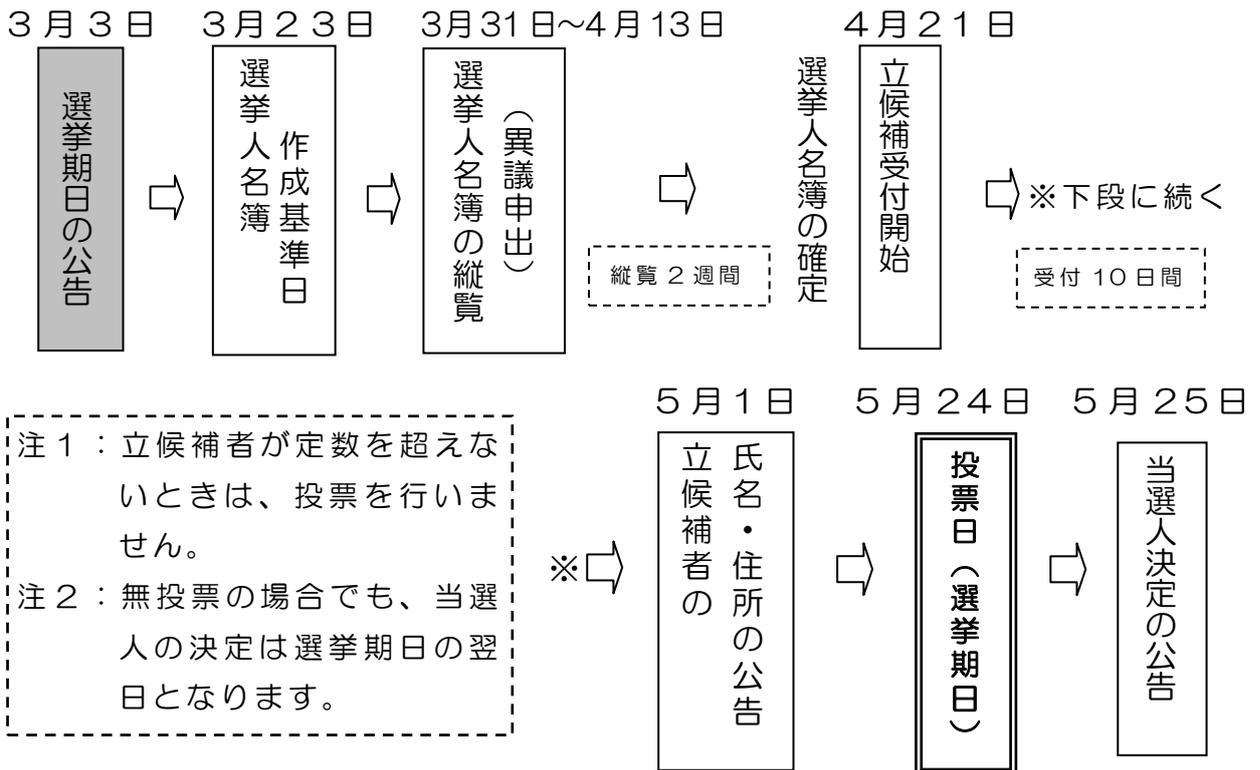
☆ 《選挙人名簿の縦覧期間》

平成 27 年 3 月 31 日（火）～平成 27 年 4 月 13 日（月）

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日曜日も縦覧しています）

☆ 《投票及び縦覧場所》 青崎地区区画整理事務所（駐車場あり）

審議会委員選挙（土地所有者）のスケジュール(予定)



## 《選挙人名簿》

- ① 当該選挙において選挙権及び被選挙権をお持ちの方の氏名、住所、性別及び生年月日を記した名簿です。
- ② 選挙人名簿作成基準日において、施行地区内に宅地を所有する方を特定して作成します。

※ 選挙人名簿に記載漏れ又は誤りがある場合には、縦覧期間内に異議を申し出ることができます。（縦覧期間を過ぎると、お申出をお受けできませんのでご注意ください。）

## 《選挙人名簿作成基準日》

選挙期日の公告の日から 20 日を経過した 3 月 23 日が基準日となります。

## 《選挙及び立候補できる人》

- ① 選挙及び立候補できる人は、名簿作成基準日（3 月 23 日）において、法務局の土地登記簿に登録されている宅地所有者で、選挙人名簿に記載されている方です。
- ② 名義が共有となっている場合は、選挙権、被選挙権を行使するには、代表者の選任が必要です。
- ③ 登記されている方が亡くなっている場合は、選挙権、被選挙権を得るには、相続の届出が必要です。

※ 次のいずれかに該当する方は、委員の被選挙権はありません。

- ・ 未成年
- ・ 成年被後見人又は被保佐人
- ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

※ 代表者の選任・相続の届出が必要な方は、所定の様式を用意しておりますので、お申出下さい。

### 問 い 合 わ せ 先

〒734-0053

広島市南区青崎一丁目15番24号

広島市都市整備局青崎地区区画整理事務所

電話 (082) 510-3110 (直通)

FAX (082) 288-3101

E-mail ts-aosaki@city.hiroshima.lg.jp